

令和8年度から

## 民泊の制度が大きく変わります！

生活環境の悪化防止のため、令和7年12月17日に、「葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を公布し、**令和8年4月1日に施行することとなりました**（詳細は条文をご確認ください）。

«令和8年4月1日以降に届出した施設（※）のみに適用されること（条例第7条関係）»

### 平日（月曜日の正午から土曜日の正午）は事業ができません

- ただし、祝日及び年末年始を除きます。
- また、家主居住型（いわゆるホームステイ型）や管理者が施設に常駐する場合などは、この制限の適用はされません。
- 商業地域に存する住宅は対象外です。



#### ※【要注意！】届出について

条例付則第2項により、令和8年3月31日（条例施行日前日）までに、法第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅については、当分の間、第7条の規定は、適用されません。

しかしながら、**令和8年3月31日までに、届出書が区へ到達しても、形式上の要件に適合していない場合（記載事項や添付書類の不備など）は、届出がなされたことになりません。**従いまして、**令和8年3月31日までに、届出書を区へお送りいただいても、届出書の不備により、届出日が令和8年4月1日（条例施行日）以降となり、条例第7条の規定が適用される可能性があることをご承知ください。**

## «全ての施設に適用されること»

### ○ 住宅宿泊事業者等の責務（第5条）

- ・ 事業の実施により届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼしてはいけない。
- ・ 宿泊者が滞在する間において、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回するよう努める。
- ・ 区が実施する観光振興、商店街振興その他の施策に協力するよう努める。

### ○ 苦情等への対応（第8条）

- ・ 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに、適切かつ迅速に対応する。
- ・ 苦情等の対応や、現地に赴いて行うよう努める。
- ・ 苦情の対応内容等を記録し、3年間保存する。

### ○ 届出住宅の公表（第9条）

- ・ 届出住宅の「所在地」「届出番号」「届出日」は、区により公表される。
- ・ 住宅宿泊管理業務を委託している場合、上記に加え、住宅宿泊管理業者の「商号、名称又は氏名及び連絡先」「登録番号」が区により公表される。

### ○ 指導及び勧告（第10条）

区長は、住宅宿泊事業又は住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

### ○ 業務改善命令（第11条）

区長は、第10条の規定による指導及び勧告に従わない者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるよう命ずることができる。

### ○ 違反者の公表（第12条）

区長は、法第15条若しくは第41条又は条例第11条の規定による命令に従わない者の「商号、名称又は氏名」「届出住宅の所在地」「当該命令の内容」を公表することができる。

## «付則第2項「当分の間」について»

この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅については、当分の間、第7条の規定は適用しませんが、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利を比較衡量し、状況に応じて適用することを検討していきます。

## 【問合せ先】

葛飾区役所 健康部 生活衛生課 環境衛生担当係 03-3602-1242